

# 「佐野市 新規就農塾」実施要領

平成26年1月14日  
佐野市園芸振興協議会

## (目的)

- 第1条 佐野市では高齢化により園芸農家の担い手が減少しており、新規就農者の確保が重要な課題となっている。  
そこで、新規就農希望者を支援する環境を総合的に構築し、地域農業の担い手となる人材の確保・育成を図ることを目的とする。

## (事務局)

- 第2条 この事業の事務局を佐野農業協同組合・営農経済部内に置く。

## (事業内容)

- 第3条 佐野市園芸振興協議会（以下「協議会」という）はこの事業に関して、次に掲げる業務を行う。
1. 新規就農希望者（以下「農業研修生」という）の募集・選定
  2. 農業研修生受入農業者（以下「受入農業者」という）の募集・選定
  3. 営農（準備・研修）資金援助
  4. 居住先の斡旋
  5. 農地取得・借入支援
  6. 施設・設備取得支援
  7. 各種組織の斡旋
  8. 地域活動への誘導
  9. 巡回指導
  10. 各種関係機関との連携・調整
  11. その他事業実施に必要な事項

## (対象者)

- 第4条 この事業の対象者は農業研修生であり、次の要件を全て満たす者とする。
1. 研修開始日における満年齢が18歳以上62歳以下であること。
  2. 研修終了後、佐野市内の就農希望地において就農、または農業経営を開始することが確実と見込まれること。
  3. 生産部会員として活動できること。
  4. 保証人（未成年の場合は親権者）の同意を得ていること。

## (研修申込)

- 第5条 農業研修生は、協議会に対して、別に定める「研修申込書（様式1）」を提出する。

(受入農業者の要件)

第6条 受入農業者は、次の要件を全て満たす者とする。

1. 農業を担う人材を育成する意思と能力が高いこと。
2. 研修終了後の研修生の就農・定着について協力できること。
3. 研修生に対し、善良な管理を行うことができること。
4. 研修内容が農作業で、人材育成・就農に足りるものであること。
5. 農業技術の習得等に関して、指導が十分可能であること。
6. 認定農業者であること。
7. 生産部会の推薦を受けていること。

(受入農業者の登録)

第7条 受入農業者は、生産部会からの「農業研修生受入農業者推薦書(様式3)」及び「農業研修生受入申込書(様式2)」の提出を受け、登録する。

(選考審査)

第8条 農業研修生及び受入農業者の決定については、「協議会」による「書類審査」及び「面接審査」により決定する。

(受入農業者の委嘱)

第9条 受入農業者の委嘱にあたっては、登録されている受入農業者から、農業研修生の就農希望地・住居等を考慮し、「委嘱状(様式4)」により協議会長が委嘱するものとし、研修期間中は月額3万円を研修支援料として協議会より支給する。

(受入農業者登録の期間)

第10条 受入農業者の登録期間は、登録から第11条に定める取消事由に該当するまで継続する。

(受入農業者登録の取消)

第11条 受入農業者が次のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すものとする。

1. 本人より受入登録の辞退要請があった場合
2. 死亡した場合
3. 農業経営を中止した場合
4. 協議会及び関係機関が不適切と認めた場合

(受入農業者の役割)

第12条 受入農業者は、受け入れた農業研修生に対し、次に掲げる就農支援活動を行うものとする。

1. 実際の作業を通じた作物栽培技術・経営管理に関する知識等の習得のための指導
2. 地域への農業研修生の紹介・地域活動への参加支援
3. 就農後における農業経営の確立・安定に向けた助言
4. その他、円滑な就農に向けての支援

(受入農業者の活動報告)

第13条 受入農業者は、四半期毎に協議会に対して「農業研修生受入農業者報告書(様式7)」を提出する。

(研修の開始・期間)

第14条 研修期間は、研修開始日から1年間とする。ただし、農業研修生または受入農業者の希望により、研修期間の延長を可能とする。また、研修開始日については、受入農業者との協議により決定する。

(研修条件)

第15条 研修条件は、受入農業者と農業研修生双方の合意により、次のとおりとする。

1. 研修は実務研修とし、年間の「研修カリキュラム」に基づいた実際の作業を通しての内容とする。
2. 受入農業者は、研修手当として月額7万円を農業研修生に支給する。
3. 農業研修生は、研修費として月額2万円を受入農業者に支払う。
4. 農業研修生は、研修期間終了2か月前までに、協議会に対して「就農計画書(様式6)」を提出する。
5. 農業研修生は、研修結果を「農業研修生研修日誌(様式5)」に記載し、毎月協議会に提出する。

(研修預り金)

第16条 農業研修生は、研修開始時に協議会に保証金を預け入れるものとし、協議会は、研修終了後に農業研修生に全額返還する。ただし、農業研修生が研修途中においてリタイアした場合は、研修期間における研修支援料に相当する金額を返還しないものとする。

(他研修への参加)

第17条 農業研修生は、栃木県農業大学校の主催する「とちぎ農業未来塾」や、生産部会の主催する栽培講習会等へ積極的に参加する。

(営農(準備・研修)資金援助)

第18条 「就農支援資金」等の農業制度資金の借入を支援するため、関係機関と連携し、認定就農者・認定農業者の認定支援を行う。また、必要に応じて佐野農業協同組合から生活資金等の貸付支援を行うこととする。

(居住先の斡旋)

第19条 Iターン者の研修時の居住先として、アパート等の斡旋を行う。また、就農時の居住先として、関係機関と連携し空き家案内等の情報を提供する。

(農地取得・借入支援)

第20条 関係機関と連携し必要な農地の斡旋を行う。

(施設・設備取得支援)

第21条 関係機関と連携し、補助事業（リース事業等）の導入を支援するとともに、生産部会から中古施設等の情報収集を行う。

(各種組織の斡旋)

第22条 就農時または就農後、生産部会・JA青壮年部・JA女性会・4Hクラブ等の組織への加入促進を行う。

(地域活動への誘導)

第23条 地域社会への円滑な定着を図るため、集落行事等の地域社会への積極的な参画を誘導する。

(巡回指導)

第24条 関係機関の定期的な巡回を通して技術指導や情報提供を行い、地域農業の中心的な担い手に成長するよう支援する。

(生産部会の支援)

第25条 生産部会は、次に掲げる支援を行う。

1. 受入農業者の選定
2. 生産部会活動への参画誘導
3. 中古施設・資材などの情報提供
4. その他必要に応じた支援

(研修終了証)

第26条 協議会長は、研修期間終了後、農業研修生に「終了証書（様式8）」を授与する。

(保険加入)

第27条 農業研修生は、各自傷害保険（共済）に加入するものとする。

(その他)

第28条 この要領に定めない事項については、別途定める。

(要領改廃)

第29条 この要領の改廃は、協議会により行う。